

## 会 議 録 (概要)

1. 会議名	平成30年度(2018)第1回出雲市障がい者施策推進協議会
2. 開催日時	平成30年6月27日(水) 14:00～15:55
3. 開催場所	出雲市役所本庁3階 庁議室
4. 出席者	<p>&lt;委員&gt;</p> <p>芦矢京子委員、石飛丈和委員、石橋美恵子委員、糸原直彦委員、井上明夫委員 尾添純子委員、勝部寿子委員、金川克則委員、北尾慶子委員、佐貫文紀委員 塩飽邦憲委員、新宮直行委員、高木加津枝委員、永岡秀之委員、柳樂紀美子委員 藤原健次委員、牧野由美子委員、山本順久委員</p> <p>(50音順)</p> <p>欠席：和泉積委員、児玉弘之委員、新藤優子委員、須谷生男委員、錦織正二委員 原広治委員、藤川祐介委員</p> <p>&lt;事務局&gt;</p> <p>健康福祉部長、福祉推進課長、福祉推進課主査 ほか</p>
5. 次第	<p>1 開会</p> <p>2 健康福祉部長あいさつ</p> <p>3 会長あいさつ</p> <p>4 報告事項</p> <p>(1) 障がい福祉サービス等の平成29年度状況報告 <span style="float: right;">資料1 1～9 頁</span></p> <p>(2) サービス調整会議の平成29年度状況報告 <span style="float: right;">資料2 10～16 頁</span></p> <p>(3) 専門部会からの平成29年度活動報告及び 平成30年度事業計画 <span style="float: right;">資料3 17～35 頁</span></p> <p>(4) 障がい者虐待防止センターの平成29年度状況報告 <span style="float: right;">資料4 36～37 頁</span></p> <p>(5) 障がい者差別相談センターの平成29年度状況報告 <span style="float: right;">資料5 38 頁</span></p> <p>(6) 生活保護精神障がい者退院促進事業の 平成29年度状況報告 <span style="float: right;">資料6 39～41 頁</span></p> <p>5 議事</p> <p>(1) 指定特定相談支援事業者等の指導等 <span style="float: right;">資料7 42～44 頁</span></p> <p style="padding-left: 20px;">①平成29年度指摘事項</p> <p style="padding-left: 20px;">②平成30年度指導スケジュール</p> <p>(2) 地域生活支援拠点の整備手法 <span style="float: right;">資料8 45～46 頁</span></p> <p>6 その他</p> <p>(1) 出雲市福祉のまちづくり条例の改正 <span style="float: right;">資料9 47 頁</span></p> <p>(2) ヘルプマークの交付実績等 <span style="float: right;">資料10 48～50 頁</span></p> <p>(3) 手話普及の取組 <span style="float: right;">資料11 51 頁</span></p> <p>7 閉会</p>
6. 会議要旨	以下のとおり

<p>1. 開会 事務局</p>	<p>ご案内の時間となりましたので、これより平成30年度第1回障がい者施策推進協議会をはじめさせていただきます。</p> <p>本日は、委員の皆様には、ご多忙の中お集まりいただきまして、誠にありがとうございました。</p> <p>進行を務めます福祉推進課長の安食と申します。よろしくお願いたします。今回から、市のホームページを通じて協議会への傍聴希望の方を募っております、本協議会を公開で開催することになりましたので、ご承知おきいただきたいと思ひます。</p> <p>つきましては、本日2名の方が傍聴されております。委員の皆様におかれましては、個人名等個人が特定される内容の発言にはご注意ください。なお、会議内容によって、個人情報がある場合につきましては、非公開とさせていただきます。</p>
<p>新任委員紹介</p>	<p>まず、会議に先立ちまして、前任の委員の異動により、平成30年4月1日から委員となられました方がいらっしゃいますので紹介させていただきます。資料の表紙をめくっていただいたところに名簿を載せておりますので、ご覧ください。</p> <p>名簿番号12番 ふたば 園長 佐貫文紀様、23番 出雲公共職業安定所統括職業指導官 藤原健次様です。</p> <p>ここで、新任の委員で本日ご出席の佐貫委員、藤原委員に自己紹介をお願いしたいと思います。</p> <p>(委員自己紹介)</p> <p>本日ご欠席の委員は、4番和泉委員、11番児玉委員、15番新藤委員、16番須谷委員、20番錦織委員、21番原委員、22番藤川委員です。</p> <p>なお、24番牧野委員の代理として、出雲保健所総務保健部長遠藤様にご出席いただいております。又、永岡委員は少し遅れて出席されると連絡がっております。</p> <p>本日の協議会は、委員25名中18名が出席ですので、「出雲市障害者施策推進協議会設置条例」第6条第2項の規定により、本協議会が成立していることをご報告申し上げます。</p> <p>はじめに、馬庭健康福祉部長がごあいさついたします。</p>
<p>2. 健康福祉部長 あいさつ</p>	<p>本日は、公私とも多忙の中、第1回障がい者施策推進協議会にお出かけいただきまして誠にありがとうございます。この協議会につきましては、障がい者総合支援法に基づき設置されました法定協議会でございます、本市の障がい者施策の推進に非常に重要な役割を担っていただいているところでございます。昨年度は第5期障がい福祉計画、第1期障がい児福祉計画の策定にあたりまして、協議会におきまして活発なご審議をいただき3月に計画を策定することができました。改めてお礼を申し上げます。ありがとうございました。本日のレジュメにありますように第1回ということで障がい福祉サービス等の平成29年度状況報告</p>

	<p>とサービス調整会議の平成29年度状況報告等をいたします。また、各専門部会からも出席していただいておりますので、各部会の平成29年度活動報告及び平成30年度事業計画についてもご報告をしていただきたいと思います。その後、議事といたしまして指定特定相談支援事業者等の指導等、それから地域生活支援拠点の整備手法についてご審議をいただくこととしています。これらの内容につきまして十分ご審議いただき委員の皆様から活発なご意見をいただきますようお願いいたします。冒頭のごあいさつといたします。本日はよろしく願いいたします。</p>
<p>3. 会長あいさつ 事務局</p>	<p>続きまして塩飽会長からごあいさつをお願いしたいと思います。</p>
<p>会長</p>	<p>お忙しいところ、お出かけいただきましてありがとうございます。この資料の10頁に出雲市の障がい者施策推進協議会の組織図があります。出雲市の特徴というのは、計画はそれぞれの市町村とも作らなくてはいけないですが、施策推進協議会では、全体の進捗管理をさせていただき共同して専門部会が5つ、ネットワーク会議、運営会議、サービス調整会議という形で、事業所、団体の方に直接参加いただきながら全体の施策を展開していくところでございます。これだけの様々な会議を定期的を持ってやるということで大変かと思いますが、かなり複雑で難しい問題をいろいろ抱えていますので、出雲市らしい取組になるようにこれからの第5期障がい者福祉計画、子どもについては第1期障がい児福祉計画を進めさせていただいたらと思います。どうかよろしく願いいたします。</p>
<p>事務局</p>	<p>ここからの報告及び議事の進行につきましては、塩飽会長をお願いいたします。塩飽会長よろしく願いいたします。</p>
<p>4. 報告事項</p>	
<p>会長</p>	<p>それでは、まず、(1)障がい福祉サービス等の平成29年度状況報告について事務局から報告をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p><u>資料1の説明</u></p>
<p>会長</p>	<p>報告事項(1)につきまして、ご意見、ご質問はありませんか。</p>
<p>北尾委員</p>	<p>1頁と2頁のところで、自立訓練の機能訓練と生活訓練が書かれていまして、今の内容ということではなく現在までは障がいの訓練の対象者というのが、機能訓練は身体障がい者、生活訓練は知的障がい者、精神障がい者ということでしたが、平成30年4月から利用できるサービスというのが、どちらも区別なく利用可能であるということが今回の制度改正で変わってきており、平成30年度からこの事業の報告というところをどのようにまとめていかれるのかなど、これから検討されると思いますがその点が一点です。出雲サンホームの場合、自立訓練、</p>

	<p>機能訓練を行っているが実際どちらの訓練とも障がいの区分なくできるということでは、精神障がい、知的障がいの方々が利用したいと言われた場合、どのような訓練というところで非常に戸惑うところですのでそういったところ、生活訓練をやっておられる事業所の方とも色々意見交換させていただくようなことができればいいかなと思っています。意見でございます。</p>
事務局	<p>特にそのところを、的確な答えができにくいですが、確かにどの障がいでも受け入れるようになったということですが、書きぶりとしてはこのままにさせていただきますように思います。</p>
会長	<p>施設の特性もありますので、ミックスすることは少ないかなとは思いますが。</p>
事務局	<p>若干補足になりますが、計画上では自立訓練は機能訓練と生活訓練に分けて第5期の計画も策定しております。先程、北尾委員が言われました制度改正もありますので、今後はその実績を見ながら分析の方法については各機関と相談させていただきながら行いたいと思います。</p>
会長	<p>2頁の就労継続支援A型ですが、中国地方でも広島市の方では経営難で閉鎖する所が出たということですが、出雲市では経営難で閉鎖とか縮小とかいうことはないですね。</p>
事務局	<p>現在、就労継支援A型とB型ともに増える傾向にありますが、都会であったような事案については発生していません。特に出雲市では「農福連携」という形で県から出雲地域をモデル地域としてA型の事業所も取り組んでいただいているので、今後もこちらの方の営業が伸びていくのではと思っています。それと併せてハローワークに協力してもらいながら一般就労に結びついていけるのではと考えています。</p>
石飛委員	<p>うちのぼんぼん船はB型ですが、特に「農福連携」には力を入れていましてぶどう農家と一緒に出かけ作業をしてお願ひしたいという所が増えていまして、実際手が回らない状況もあり他の事業所と連携して捌かなければいけない状況で、利用としてかなりロコミで広まっていて、人手が足りない状況までになっています。</p>
会長	<p>かなり出雲市自体は、労働市場がひっ迫してそういう面では障がい者の社会進出も好機かなと思います。サポート体制もかなりよくなってきたので継続して就労できるチャンスも増えてきたと思います。糸原委員、市内の様々な所で人員募集をしている中で何かこちらの関係で関連することがありますか。</p>
糸原委員	<p>全国共通ですが、出雲でも同様にまったく人がとれないという状況をよく聞くようになってきました。いろいろと事業所の方も考えておられ障がい者雇用に真</p>

	<p>剣に取り組んでいる所もあり、サポート体制もかなり充実してきていると思いますのでできるだけスムーズに雇用できるように我々は情報発信していかなければいけないと考えています。</p>			
会長	<p>それでは、後で何かありましたらご質問をいただきます。次に進めさせていただいてよろしいでしょうか。サービス調整会議の報告と専門部会の報告について説明をお願いします。</p>			
事務局	<p><u>資料2の説明</u></p>			
会長	<p>続いて専門部会の説明をお願いします。</p>			
各部会長	<table border="0"> <tr> <td> <p>くらし専門部会 こども専門部会 ささえる専門部会 じりつ専門部会 つながる専門部会</p> </td> <td style="font-size: 3em; vertical-align: middle;">}</td> <td> <p><u>資料3の説明</u></p> </td> </tr> </table>	<p>くらし専門部会 こども専門部会 ささえる専門部会 じりつ専門部会 つながる専門部会</p>	}	<p><u>資料3の説明</u></p>
<p>くらし専門部会 こども専門部会 ささえる専門部会 じりつ専門部会 つながる専門部会</p>	}	<p><u>資料3の説明</u></p>		
会長	<p>サービス調整会議と5つの専門部会の報告をいただきましたが、まとめてご意見、ご質問はありませんか。聞いていただきましたようにそれぞれの部会でテーマを決めてかなりいろいろ検討したり、関連する部署と繋がったり、また皆さん資質向上の取組をされています。課題が専門部会からはずれたところで残っていないかが気になる場所ですが、そういう観点でご意見、ご質問はありませんか。後の問題とも関連しますし、先程のじりつ部会と関連しますが住居の問題で保証とかいろいろハードルが高いと思いますが、どうしたらもう少し障がいをお持ちの方が地域で暮らせるのかということで、どの辺が一番ネックになっているのか追加で話していただきたいです。</p>			
じりつ部会長	<p>一番ハードルが高いのは、やはり先程説明にあった地域移行支援でなかなか移行が進まない現状があり、退院したいけど退院できる場所がない。グループホームが一杯で空きがなかったり、アパートも空いている所はあるが金銭的に見合わず入居できなかったり、大家の方から障がいがあるということが分かったら「ちょっと今回は見合わせてほしい。」というのを聞いたことがあります。やはりその辺で障がいがあるということだけで、もしかしたら断られるのかなと感じています。実際に大家の方で障がい理解のある方（今ふあっとで関わっていて、よくしてもらっている大家の方）に実際に来てもらった研修会では、「メリットとしてどんなことがあるのか。」「心配していたことで実際とは何が違ったのか。」を話してもらった研修会を不動産業者の方を対象にしてもらい、障がいの方が窓口に来られた際に大家に掛け合ってもらった時にそういった大家側のメリットや不安材料を取り払う何か材料になればということで研修会を企画しています。</p>			

会長	その辺は、地道に進めないとすぐにうまくいくというわけではないでしょうが、組織化も含めて検討ください。市のサービスでグループホームがなかなか増えないということですが、何か対策というかこういうことを検討するということがありますか。
事務局	施設整備につきまして、グループホーム等、数としては年々少しずつ増えていますが、各事業所の方へお願いをして進めていきたいと考えています。ただ、それが実際に追いつくところまではなかなかグループホームは、経費が掛かりますので、またできたとしても日中の活動の場とかとの連携も必要になってきますので第5期の計画にそって市としても働きかけをしていきたいと思っています。それと先程の住居の問題につきましても、障がい者の方には、出雲市社会福祉協議会で債務保証の制度を作ってもらってしまして、そちらの利用もしてもらっていますが、やはり今、障がいの方だけじゃなくて入居にあたって保証人の問題もありまして、最近の住宅の形態としては保証人がなくても連絡先等があれば入れるような住宅もございますが、支援する人が一人もいない方もおられますので、これについても先程の宅建協会等と話をしながら進めたいと考えています。
会長	いろいろ毎月、会を開催していただいて大変でしょうがよろしく願いいたします。 次に障がい者虐待防止センターの活動について説明ください。
事務局	<u>資料4で説明</u>
会長	虐待とはっきり認定できたケース、グレーゾーンのケースもあるかもしれませんが、フォローアップはどうしておられますか。
事務局	そのことにつきましては、相談支援専門員と面接をしてもらったり、サービス事業者をお願いしたりして行っています。
会長	虐待の早期発見ということと対応とその後のフォローアップも大事だと思うが、フォローアップの仕方についてある程度、どれぐらいの期間、どういう形でするかその終結みたいところはきちんと決めておられますか。
事務局	ケースバイケースで特に決まりは持っていません。今、5年ずっとフォローしているケースでなかなか終結に至らないものもあります。
会長 事務局	それは、担当者を決めてフォローアップをされていますか。 はい、そうです。

会長	担当者のフォローアップをスーパーバイズするような仕組みは持っておられますか。
事務局	専門家チームというところをお願いしていて、ケースについて相談するという ことで弁護士や障がい者施設の方にケースバイケースで相談して対応していま す。
会長	児童虐待の場合に、新聞等に報道されるケースで相談を受けて認定しているが いろいろな事情でフォローアップができていない。その辺は多様でしょうから一 律に決められないと思います。
石飛委員	相談通報が14件あって虐待を受けたと判断した件数が4件しかないというこ とですが、どの辺のところかで判断されたのか、その判断基準についてどういった 基準で判断されているのかを教えてください。
事務局	福祉施設の関係と養護者の関係を含めてということよろしいですか。
石飛委員	はい、全体的な、個々の事例は色々あると思いますが、どういった基準でこれ は虐待ではないと判断されたのかをお聞きしたい。
事務局	本人や家族に相談支援専門員から事実確認のために訪問して話を聞いて、やむ をえないというか、事実だけではなく、それに至った状況等を判断して虐待の認 定をしています。ですのでその時の一回の事実という訳でなくそれまでの養育歴 等全体を見て判断しています。なかなか、これを基準でというところは言えませ んが、それと虐待をしている人に判断能力があるかどうかということも少し基 準の中に入っています。それこそ、認知が入っている人とかは、そのこと自体に 理解ありませんのでそういうところは虐待とは判断しませんが、その人への介 護サービスであったりとか後のフォローをきちんと他の担当者がしていくとい うことで判断しないということもありますので、なかなか判断基準というところは 難しいです。
石飛委員	判断する人によってグレーゾーンもあるかと思えますし、本人の強い思い込み ということもあるかと思えますし、虐待ではないと言われても自分は虐待を受け ているんだ。と信じ込んでいるというか、そう思ってしまうておられる方もおら れると思えますし、その辺のところ継続的なフォローが必要ではないかなと色ん なところからフォローしてあげないといけないと思えます。
会長	ハラスメントもそうですが、虐待で誰が見ても虐待というものあれば、グレー の部分が多かったり経過を見ないといけないのもあるので、フォローアップが大 事だと思います。最終するにしても広義による判断も行っていたきたいと思 います。それでは資料5の障がい者差別相談センターをお願いします。

事務局	<u>資料5の説明</u>
会長	では、生活保護精神障がい者退院促進事業についてお願いします。
事務局	<u>資料6の説明</u>
会長	障がい者差別相談センターの活動は、出雲市だけがこういう事例が多いという訳ではなく、おそらく相談しやすい体制があると思いますが、それと今回初めて報告いただいた生活保護精神障がい者退院促進事業についてご意見、ご質問をいただいたらと思います。
永岡委員	私は、平成28年度に担当していて退院後再入院することなく過ごしていただいている、関係者が退院前4～5回会議を行い、やっと退院に繋がったという、本当に丁寧な支援をしていただかないと退院に繋がらないということを実感したところです。
会長	40頁の対象者年齢別内訳で、65歳以上の人で病状により支援できないとか60から65歳で平均入院月数が300か月というのは、統合失調症ではなくて認知症とかがあってこういう長期入院になっていますか。
永岡委員	最終的に認知力の低下の患者もおられますが、ほぼ統合失調症の患者です。当院は1969年に開業し来年で50周年になるわけですが、70年代に入院された患者が昨年初め4人おられたが、1人転院されましたがほぼ統合失調症の患者です。
会長	高齢になると地域移行は難しいので、40から50歳代の方はかなり退院支援によって退院ができています。
永岡委員	精神保健の歴史では、昭和40から50年代のところととにかく入院していただこうという時代だったので、その時代に入院された50から60歳代後半ぐらいが一番退院しづらい、ご家族もおられない、支援してくれる人がまったくゼロというところで非常に難しいと思います。
井上委員	私は、個別のケースに関わったということがないので、外観して感じるのは地域移行支援や生活保護退院促進事業ができて新規入院の方が短期間で退院するのは有効だと思いますが、先程の話でもともとこういった事業が始まる前から入院している方々がなかなか退院に至っていないのは、とても残念で何とかこういった方々が病院ではなく地域の空気を吸ってもらって最期を地域で迎えられないかなと感じています。
会長	賛否両論あるでしょうが、院内の関連でグループホームを作ったりということ

	でのケースもあると思いますが、なかなか難しいですね。
永岡委員	作れません。
5. 議事	
会長	今までは、報告事項でしたがこれから議事の一番目をご説明ください。
事務局	<u>資料7の説明</u>
会長	これについて、何かご質問、ご意見はございませんか。 厚生労働省からきちっと指導するようにと通達でございますので、それにそって計画的にやっていくということです。次に地域生活支援拠点の整備手法ですが、これは計画策定のところでなかなか予算的な面の措置が少ない中で出雲の土壤でどうできるかが課題になっていたところです。
事務局	<u>資料8の説明</u>
会長	全国的にも財政的なものとか具体的にどういう形で取り組むかというところが、イメージ化できにくくてなかなか整備が進んでいないですが、ここで認めていただければプロジェクトチームを作って、どういう形でやったらいいかの検討をしたいとの提案ですが、いかがでしょうか。趣旨には誰も何も異論はないでしょうが、諸事情が伴った形で意味のあるものにするということが必要ですので、そういう方向で進めさせていただいてよろしいでしょうか。 特に異議がないようですのでプロジェクトチームを作っていただいて、この会に進捗状況を報告いただければと思います。 それでは、福祉のまちづくり条例についてお願いします。
6. その他	
事務局	<u>資料9の説明</u>
会長	障がい者差別解消の条例を作ったところもありますが、出雲市に関してはバリアフリーのまちづくり条例、福祉のまちづくり条例ということで、総合的な条例を作っていただいていますので、その中でこの差別解消の推進についても盛り込んでいくということで改正を行うものです。 よろしいでしょうか。それでは、ヘルプマークの交付実績等について説明をお願いします。
事務局	<u>資料10の説明</u>
会長	つづいて手話普及の取組についてお願いします。
事務局	<u>資料11の説明</u>

<p>会長</p>	<p>以上資料10と資料11についてご質問、ご意見ございませんか。着実に進めていただいております。</p>
<p>新宮委員</p>	<p>手話の関係で1名の手話通訳者の増員ということで聴覚障がい者のみなさんは大変喜ばれることではないかと思っています。ありがとうございます。資料10に関してヘルプマークの関係ですが、「あいサポート運動」ということで社会福祉協議会も取り組んでいるところです。小中学校あるいは高等専門学校、一般企業、団体というところで社協が依頼を受けまして、その中でヘルプマークの紹介もしております。こういった普及、啓発というところで協力をさせてもらう部分がまだまだあるかなと思っていますので、何かできることがありましたら申し出いただければと思います。よろしく願いいたします。</p>
<p>会長</p>	<p>他に全般的でも結構ですので、何かご意見ございますか。</p>
<p>芦矢委員</p>	<p>当事者側からということで話させてもらいます。こうやって色々な専門部会を立ちあげてもらって、いろいろ毎月のように研修とかしていただいて非常にありがたいと思っています。子ども達がメインになりますが、相談支援専門員にお世話になっている中で、相談支援専門員は沢山おられると思いますが、それぞれ分野によっては得手、不得手があると思います。あるお母さんからの話を紹介させてもらいたいと思います。障がいを持った小さな子どもさんと両親と兄弟もおられ「居宅でヘルプがほしい。」と相談支援専門員に相談されたら「入ってもらえる事業所はないんじゃないか。」と返事をもらいずっと悶々としておられ、その後「ありますよ。」と言われて、相談に行ったら実際はあったんですが、相談支援専門員はいろいろ研修を積まれていろいろな分野の方と連絡を取り合っておられる中で、なぜそこでお母さんに「ないんじゃないか。」と言われたか、それがもし他の相談員に相談されていたらお母さんががっかりするような返事はなかったんじゃないかと思っていますので、その場面でそのような返事をせず親御さんの気持ちに沿った姿勢を持って「今はないですが、どうしたらいいか考えてみます。」というふうに関わってもらえるとお母さんももうちょっと楽だったと思います。一年間ぐらい悶々としておられたと聞いて残念だったと思いました。相談支援専門員には、もうちょっと頑張っていたきたいということをお願いしたいと思いました。</p>
<p>会長</p>	<p>他はいかがでしょうか。</p>
<p>井上委員</p>	<p>障がい者差別解消法の関係で意見といいますか、合理的配慮の部分で特に大きな柱だと思いますが、私の知っている人で脳卒中の後遺症で右まひと上下肢まひの方で、写真が撮りたいが、カメラが右ききしかない。右まひなので右手で撮れない。そんな中で縁があってニコンやキャノンはだめだったが、オリンパスが左きき用のカメラを作ってくれた。そういう話を聞いてとてもいい話で今まで何で右まひの人に左きき用のカメラがなかったんだろう。と驚きを持ってその話を聞いたんですが、これも広い意味でカメラメーカーによる合理的配慮かな</p>

	<p>と思うと、こういう差別解消法の広報や啓発される時に、こんな合理的配慮があるというものをどんどん出雲市内で発掘して、それを見せることで、そうかそういう配慮があるということを進めるのはどうかなと思いました。</p>
<p>会長</p>	<p>高齢社会で、例えば仕事場で転倒が多いですが、手すりの利用で手すりが意味を持つのは下りですが、案外、方向性の関係で上りの方に手すりが付くようなまわり方で移動がされていたり、なかなか理屈に合わないところもあって合理的配慮をどういうふうに理解しながら広げていくかが今の課題となっています。今日もさまざまな分野で報告いただきましたが、障がい者のサービスも広がりつつも、やっぱり根本は一人一人が社会で生活していただくために社会がどういうふうな配慮をし、その中で当事者の方も使いやすいうように努力していただく面もあるかなとは思いますが、基本的には環境整備をしていかななくてはいけないので、そういう点でまだまだ住居の問題、それから医療的ケアを必要とする重症の障がい者の問題、また就労問題や、環境が変わる就学に対しての問題等まだまだ大きな問題が残っているので、そういった問題を皆の英知を結集してできればいいと思います。これで議事を終わらせていただきます。</p>
<p>事務局</p>	<p>塩飽会長ありがとうございました。また、委員の皆様も貴重なご意見をありがとうございました。</p>
<p>部長</p>	<p>長時間にわたりましていろいろとご意見いただきありがとうございました。まだまだ課題も多数あると認識しておりまして、ご意見を踏まえて会合を諮って参りたいと思っております。協議会の場面だけではなく、いろいろなところでお気づきの点がございましたら、事務局に、お話しいただければと思っています。委員の皆様には引き続きご協力いただきますようお願いいたしまして、閉会のごあいさつとさせていただきます。本日は誠にありがとうございました。</p>
<p>7. 閉会</p>	<p>以上で、閉会とさせていただきます。</p>